

ドイツにおける公共放送の オンライン・コンテンツと法規制(一)

——第12次改正放送州際協定に基づく、
「テレメディア」に対する公共放送の任務の具体化と
「三段階テスト」の分析を中心として——

杉原周治

1. はじめに
2. 公共放送によるオンライン・コンテンツの現状および
法規制の歴史
3. 公共放送の組織とコンテンツに関する任務
4. 公共放送による「テレメディア任務」の射程
5. 禁止されたテレメディアコンテンツ(以上、本号)
6. 「テレメディアコンセプト」
7. 「三段階テスト」の審査基準
8. 「三段階テスト」の審査手続
9. むすびにかえて

(以上、愛知県立大学大学院国際文化研究科論集第20号)

1. はじめに

1.1 本稿の目的および論証方法

ドイツにおける公共放送のオンライン・コンテンツに関する現行規定は、2009年6月1日発効の第12次改正放送州際協定(12. Rundfunkänderungsstaatsvertrag)¹⁾によって制定された。第12次改正放送州際協定は、欧州委員会とドイツ政府との間の長年に渡る争いの末に取り決められた「国家援助に関する妥協案」に基づき制定されたものである。同協定は、第一次的に、オンライン・コンテンツ、すなわち「テレメディア」を放送およびラジオと明確に区別して独自のコンテンツと位置付けたうえで、公

共放送の任務を拡大し、テレメディアも同任務に含まれることを明記した。このように公共放送の任務が拡大される一方で、同協定は、オンライン領域における公共放送の任務を具体化するとともに、特定のテレメディアについては、「テレメディアコンセプト」の作成を義務付け、さらにオンラインでの提供のために「三段階テスト」に服すべきことを規定した。ただし、同協定は、公共放送事業者の自律に配慮して、この三段階テストについては、公共放送事業者自らが実施することとしている。

このようにドイツでは、とりわけ第12次改正放送州際協定の制定以後、公共放送によるオンライン・コンテンツは厳格な統制の下に置かれることになったが、その規制および審査手続の適法性をめぐっては、当初から、学説において激しい議論がなされてきた。そこで本稿は、こうしたドイツにおける公共放送のオンライン・コンテンツに対する法規制につき、その法的枠組みと、規制のあり方をめぐる議論を中心に分析を行うことにしたい²⁾。

その際、本稿は、論証方法としてまず、①ドイツにおける公共放送のオンライン・コンテンツの現状と法規制の歴史、さらに②公共放送の組織と一般的任務について概観しておくことにする。これを踏まえて、次に、公共放送のオンライン・コンテンツ規制の法的枠組みとして、放送州際協定で規定されている③公共放送による「テレメディア任務」の射程と、④禁止されたテレメディアコンテンツの内容に触れる。さらに、⑤「テレメディアコンセプト」の内容、⑥「三段階テスト」の審査基準、および⑦「三段階テスト」の審査手続、について分析を加えることにする。また、これらの分析を行う前提として、以下において、とりわけ「放送プログラム」、「テレメディア」、「コンテンツ」の概念についてそれぞれ触れておく。

1.2 「放送プログラム」、「テレメディア」、「コンテンツ」の定義

(1) 「放送プログラム」

放送州際協定によれば、「放送プログラム」(Rundfunkprogramm)とは、「番組スケジュール(Sendeplan)に基づき時間的に分類された、〔番組〕内容の連続」をいい(同2条2項1号)、それには「テレビプログラム」および「ラジオプログラム」が含まれる(同11a条1項を参照)。また「番組」(Sendung)とは、「放送プログラムの一部分であり、内容上の関連性を有する、まとまった、時間的に制約されたもの」をいう(同2条2項2号)。

つまり、ドイツの放送法では、テレビで放送される個別のコンテンツは「番組」といわれ、これら個別番組の集合体であるチャンネルは「放送プログラム」といわれる。

(2) 「テレメディア」

オンライン・コンテンツ (Online-Angebote)、すなわちオンラインで呼び出し可能なインターネット・コンテンツは、原則として、放送州際協定において「テレメディア」(Telemedien)と呼ばれている(同2条1項3文)。この「テレメディア」という概念は、2007年3月1日発効の第9次放送州際協定によって、それまで異なる法律のなかで個別に使用されていた「メディアサービス」(Mediendienste)と「テレサービス」(Teledienste)という二つの概念に替えて導入された概念である³⁾。

放送州際協定2条1項3文によれば、「テレメディア」とは、以下の例外を除く「あらゆる電子情報・コミュニケーションサービス」をいうとされる。すなわち、同条項によれば、①例えば、インターネット・アクセスプロバイダーやメールプロバイダーのような、主たるサービス内容が「テレコミュニケーション・ネットワークを介した信号の送受信」にある「テレコミュニケーションサービス」(テレコミュニケーション法3条24号)、②例えば「0900-」等の電話の特別ナンバーのような、「テレコミュニケーションに依拠するサービス」(テレコミュニケーション法3条25号)、さらに③「リニア情報・コミュニケーションサービス」と定義される「放送」(放送州際協定2条1文)は、テレメディアにはあたらないとされる⁴⁾。

この定義に従えば、オンライン・コンテンツは原則として放送州際協定にいう「テレメディア」に含まれ、その例外が、放送プログラムのリニアサービスによるライブストリーミングとなる。つまり、インターネットによる番組の同時配信は、「テレメディア」には含まれず、「放送プログラム」とみなされ、放送州際協定11b条または同11c条の適用を受ける。これに対して、放送プログラムでないコンテンツや、ライブストリーミングではないオンデマンド配信の放送プログラムは、テレメディアとみなされる。テレメディアの具体例としては、例えば、ウェブサイト、ブログ、情報サービス、ビデオ・オン・デマンド、オンラインゲーム、検索エンジン、チャット・ルーム、Podcast、その他のオンデマンドサービス、等が挙げられる⁵⁾。

(3) 「コンテンツ」

放送州際協定は、多くの条項のなかで「Angebot」ないし「Angebote」という概念を用いている。本稿は、この両者を「コンテンツ」と翻訳するが、その内容は、各々の条項において異なる意味を含んでいる⁶⁾。本稿に関連する条項について言えば、以下のような例を挙げることができる。

①第一次的に、放送州際協定11a条は、「コンテンツ (Angebote)」を、下位概念である「放送プログラム (ラジオプログラムおよびテレビプログラム)」ならびに「テレメディア」の上位概念であると位置付けている。同様に、放送州際協定3条1文および同11条にいう「コンテンツ (Angebote)」も、その上位概念として用いられている。②これに対して、放送州際協定11d条2項は、公共放送の任務となる、つまり公共放送による提供が可能または可能となる「テレメディア」を、総じて「コンテンツ (Angebot)」と呼んでいる。③さらに、放送州際協定11f条3項および4項1文にいう「コンテンツ (Angebot)」は、三段階テストの対象となる「新しい、または変更されたテレメディアコンテンツ」を意味している。

それゆえ本稿も、上記のように、それぞれの条項に即して「コンテンツ」という概念を用いることにする。

2. 公共放送によるオンライン・コンテンツの現状および法規制の歴史

本章では、ドイツにおける公共放送のオンライン・コンテンツの現状と、同コンテンツに対する法規制の歴史について概観する。

2.1 公共放送のコンテンツの現状

ドイツには、性質の異なる2種類の公共放送が存在している。ひとつは、ドイツ公共放送連盟(以下、「ARD」⁷⁾と略記)であり、もうひとつは第二ドイツテレビ(以下、「ZDF」⁸⁾と略記)である。これに加えて、ARDとZDFが共同で運営するドイツ・ラジオ(DeutschlandRadio (DLR))も存在するが⁹⁾、とりわけARDとZDFは、それぞれ、テレビ番組の放送と並んで、インターネットを介して様々なオンライン・コンテンツを積極的に提供している。そこで以下では、ARDとZDFがテレビおよびオンラインで提供しているコンテンツの現状について概観しておくことにする。

(I) ARD のコンテンツ

ARD は、それぞれ地域ごとに設立された9つの独立した地方放送事業者 (Landesrundfunkanstalt) と、外国向け放送を行うドイツ・ヴェレ (Deutsche Welle (DW)) の、合計10の放送事業者で構成されている。

このうち、ARD を構成する9つの地方放送事業者とは、①バイエルンの「Bayerischer Rundfunk (BR)」、②ヘッセンの「Hessischer Rundfunk (HR)」、③ザクセン、ザクセン・アンハルト、テューリンゲンの「Mitteldeutscher Rundfunk (MDR)」、④ハンブルク、メクレンブルク・フォアポメルン、ニーダーザクセン、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの「Norddeutscher Rundfunk (NDR)」、⑤ブレーメンの「Radio Bremen (RB)」、⑥ベルリンおよびブランデンブルクの「Rundfunk Berlin-Brandenburg (RBB)」、⑦ザールラントの「Saarländischer Rundfunk (SR)」、⑧バーデン・ビュルテンベルクおよびラインラント・プファルツの「Südwestrundfunk (SWR)」、⑨ノルトライン・ヴェストファーレンの「Westdeutscher Rundfunk (WDR)」をいう (放送州際協定11b条2項を参照)。また、ドイツ・ヴェレは、連邦の放送事業者であり、外国向けの放送 (テレビ・ラジオ) およびテレメディアの提供を行っている (ドイツ・ヴェレ法 (DWG) 3条1項)。

(a) ARD のテレビプログラム

ARD のこれらの地方放送事業者は、共同または各々で、以下のようなテレビプログラムを運営している (放送州際協定11b条1、2項)

(i) 「第1ドイツ放送」 („Das Erste“)

放送州際協定11b条1項1号によれば、ARD は、ARD の地方放送事業者が共同で運営する、総合プログラムの「第1ドイツ放送」 („Erstes Deutsches Fernsehen (Das Erste)“) を放送する。同プログラムは、ドイツで最古のテレビプログラムであり、同時に国内における初めての全国放送のテレビプログラムでもあった¹⁰⁾。また、同プログラムは、簡略化して「Das Erste」と称され、この略称は放送州際協定11b条1項1号でも括弧付きで使用されている。

(ii) 「追加コンテンツ」としての「tagesschau24」と「ONE – Eins für Euch」

この「Das Erste」に加えて、ARD は従来、「追加コンテンツ」 („Zusatzangebote“) として「EinsExtra」、「EinsPlus」、「Einsfestival」という3つのテレビプログラムを放送していた (例えば、第18次放送州際協定11b条1

項2号を参照)。このうち、「EinsExtra」は、NDRの管轄の下で1997年8月30日に開始された報道プログラムであるが、2012年4月30日以後は「tagesschau24」という名称に変更されている。「EinsPlus」は、2016年9月30日の23時59分をもって放送が終了した。また、若い成人向けの放送プログラムである「EinsFestival」(2009年9月4日までは「Einsfestival」と表記)は、2016年9月3日から「ONE – Eins für Euch」という表記に変更された。したがって現在では、この「ONE – Eins für Euch」と「tagesschau24」の二つが追加テレビプログラムとして放送されている(放送州際協定11b条1項2号を参照)¹¹⁾。

(iii) 「第3テレビプログラム」 („Die Dritten“)

ARDを構成する9つの地方放送事業者は、単独または共同で、以下の7つの「第3テレビプログラム」(Dritte Fernsehprogramme („Die Dritten“と略記される))を運営している(放送州際協定11b条2項1号を参照)。それは、①「Bayerisches Fernsehen」、②「HR Fernsehen」、③「MDR Fernsehen」、④「NDR Fernsehen」(「Radio Bremen」と共同運営)、⑤「RBB Fernsehen」、⑥「SWR/SR Fernsehen」、⑦「WDR Fernsehen」というローカル・テレビプログラムである¹²⁾。

これに加えて、ARDのバイエルンの放送事業者である「BR」が1998年1月7日から放送している、教育番組を主とする第3テレビプログラムである「ARD-Alpha」(2014年6月28日までは「BR-alpha」と表記)もある(放送州際協定11b条2項2号)。

(iv) パートナープログラム

上述した「tagesschau24」と「ONE」という地方放送事業者が共同で運用するテレビプログラムの他に、現在、ARDが他の公共放送事業者と共同して運営するパートナープログラムが4つ存在する(放送州際協定11b条4項)¹³⁾。すなわち、①ZDFと共同で運営する、子どものための専門テレビプログラムである「KI.KA – Der Kinderkanal」、②ZDFと共同で運営する、報道およびドキュメントの専門テレビプログラムである「PHOENIX – Der Ereignis- und Dokumentationskanal」、③欧州の公共放送事業者が運営し、ARDも参加している総合テレビプログラムである「arte – Der Europäische Kulturkanal」、④ARDが、ZDFの他、オーストリアの公共放送であるORF(Österreichischer Rundfunk)、およびスイスの公共放送であるSRG(Schweizerische Radio- und Fernsehgesellschaft)と共同で

運営し、主として文化をテーマとして扱う衛星放送の総合テレビプログラムである「3sat」¹⁴⁾、が放送されている。

(b) ARD のオンライン・コンテンツ

ARD は、オンライン上で多様なコンテンツを、広告およびスポンサリングなしに提供している。そのポータルサイトである「ARD.de」からは、ARD のすべてのサイトがアクセス可能となっており、例えば、「tagesschau.de」(ニュース)、「sportschau.de」(スポーツ)、「boerse.ARD.de」(経済および金融)、「ratgeber.ARD.de」(アドバイザー)、「wissen.ARD.de」(知見)、「kultur.ARD.de」(文化)、「kinder.ARD.de」(子ども)などのサイトから、様々なオンライン・コンテンツが提供されている。

また、「ARD.de」からアクセス可能な、ARD のアーカイブである「ARD Mediathek」は、ARD およびその地方放送事業者のテレビ番組およびラジオ番組を保存し、ネットユーザーに提供している。

その他 ARD は、ZDF と共同で、「funk」というコンテンツ・ネットワーク(Content-Netzwerk)を運営している。これは、2016年10月1日にオンラインで開始されたノンリニアサービスであり、「ARD.de」からアクセスできる(ウェブサイトは「funk.net」)。「funk」は、14歳から29歳までの若者を対象とした、多様な関心をもつ多様な人間のためのコンテンツを提供しており、そこでは「フォーマット」(Format)と呼ばれる多くのコンテンツや、シリーズ番組を視聴することができる¹⁵⁾。

(2) ZDF のコンテンツ

ZDF は、1961年6月6日に署名され同年12月1日に発効した、ZDF の設立のための州際協定に基づき、マインツを所在地として設立された、全国向けテレビ放送のための放送事業者である¹⁶⁾。設立当初、州際協定締結当事者は11の州であったが、現在は合計16の州が同協定に加わっている。

(a) ZDF のテレビプログラム

ZDF は、1963年4月1日以降、全国放送の総合テレビプログラムである「第二ドイツテレビ(ZDF)」(„Zweites Duetsches Fernsehen (ZDF)“)を放送している(放送州際協定11b条3項1号)¹⁷⁾。これと並んでZDFは、現在、「追加プログラム」として「ZDFinfo」と「ZDFneo」という二つの

専門チャンネルを運営している(同11b条3項2号)。このうち、「ZDFinfo」は、ニュース番組のほか、政治、グローバル問題、現代史、社会問題、経済などの領域のファクチュアル番組を広く提供しており、「ZDFneo」は、ドイツおよび外国のシリーズ物のほか、ドキュメンタリー、コメディ、トーク番組などの番組を提供している。この「ZDFneo」は、「ZDFinfo」とともに、メイン・チャンネルの「ZDF」に比べて、より若い視聴者向けの番組を放送している¹⁸⁾。

さらにZDFは、上述のように、①ARDと共同で「KI.KA-Der Kinderkanal」と「PHOENIX-Der Ereignis- und Dokumentationskanal」を、②欧州の公共放送事業者とともに「arte-Der Europäische Kulturkanal」を、③ARD、ORF、SRGと共同で「3sat」を運営している(同11b条4項)。

(b) ZDFのオンライン・コンテンツ

ZDFの多くの番組は、ZDFのアーカイブである「ZDFmediathek」からオンデマンドで、無料で提供されている(ウェブサイトは「ZDF.de」)。加えて、最新ニュース専用のウェブサイトである「heute.de」や、子ども番組専用のウェブサイト「tivi.de」などで、様々なオンライン・コンテンツが提供されている。その他、ZDFは、上述した「funk」というコンテンツ・ネットワークを、2016年10月1日からARDと共同で運営している。

2.2 公共放送のオンライン・コンテンツに対する法規制の歴史

(I) 公共放送によるオンライン・コンテンツサービスの開始

ドイツでは、公共放送によるオンライン・コンテンツサービスは、1996年に、法律上の明確な規定なしに開始された¹⁹⁾。しかしながらこのサービスの開始により、そもそも公共放送のオンライン・コンテンツが許されるのか否かにつき議論が巻き起こった。とりわけ、そこでは、オンライン・コンテンツが基本法5条1項にいう「放送」に含まれるのか否か、同コンテンツの提供のために法律の根拠が必要か否かが議論された²⁰⁾。

実務においても、ZDFのオンライン・サービス(「ZDF online」(当時))に対して、地方雑誌出版社らが、ZDFのインターネットによるオンライン・サービスは広告収入を得ており、これによって当該出版社のオンライン・サービスの収入が縮減するだけでなく、こうした当該サービスは公共放送の任務から大きく乖離するものであると批判した。さらに、ニーダーザク

セン州の内閣官房が、ZDF は自ら、自己のオンライン・サービスを番組情報のみに限定し、さらに既存の広告契約の更新を拒否すべきとの提案を行うという事件が発生した²¹⁾。こうしたなか、公共放送のオンライン・コンテンツを放送法で規律していこうという動きが生じていった。

(2) 2000年4月1日発効の第4次放送州際協定

オンライン・サービスに対する規律は、2000年4月1日発効の第4次放送州際協定によって初めて法律のなかで明記された。すなわち、同19条3項は、ARDとZDFに対して「デジタル・コンテンツ」(„digitale Angebote“)の頒布を認めたのである。また、これを受けて各州は、ARD州際協定(ARD-Staatsvertrag)、ZDF州際協定(ZDF-Staatsvertrag)、DLR州際協定(DLR-Staatsvertrag)のなかで第4条3項(旧規定)を規定し、「主として放送プログラムに関連する内容を伴う」(„mit vorwiegend programmbezogenem Inhalt“)メディアサービスに対して、明確な法的根拠を付与することで合意した²²⁾。

これに伴い、公共放送事業者は、インターネット上での自己のコンテンツを拡大していった。すなわちARDは、この時期に、「ARD.de」、「DasErste.de」、「tagesschau.de」をはじめ、非常に多くのWebコンテンツを制作し、またARD系列の地方放送事業者も、「ndr.de」(NDR)や「swr.de」(SWR)など、それぞれのWebコンテンツを立ち上げていった²³⁾。さらにZDFも、民間企業であるドイツテレコム(Deutsche Telekom AG)のインターネット・プロバイダ子会社である「T-Online」(当時)と提携し、「heute.t-online.de」というWebコンテンツを制作した²⁴⁾。

しかしながら、公共放送事業者によるこのようなオンライン活動の拡大は新たな批判を呼び起こすこととなった。とりわけ民間のインターネット・コンテンツ提供者の厳しい財政状況や公共放送事業者の高まる資金需要に鑑みて、公共放送事業者のオンライン活動に対する法律上の制約が要請されるようになった²⁵⁾。

(3) 2004年4月1日発効の第7次放送州際協定

これを受けて、2004年4月1日発効の第7次放送州際協定は、公共放送の任務を改正し、提供可能なオンライン・コンテンツをより厳格化した。すなわち、同11条1項(旧規定)は、「公共放送は、個人および公の自由

な意見形成のプロセスのメディアおよびファクターとして、ラジオプログラムおよびテレビプログラムの制作および頒布を介して、影響力を行使しなければならない。公共放送は、放送プログラムに関連する内容を伴う(mit programmbezogenem Inhalt) 印刷物およびメディアサービスを、放送プログラムに付随して(programmbegleitend) 提供することができる」、と規定した。上述したARD 州際協定、ZDF 州際協定、DLR 州際協定の第4条3項が「主として放送プログラムに関連する内容を伴う」メディアサービスと規定していたのに対して、本項2文は「主として」という文言を削除し、同時に「放送プログラムに付随して」というというメルクマールを採用した²⁶⁾。

さらに、前述のように2007年3月1日発効の第9次放送州際協定は、「メディアサービス」に代わって「テレメディア」という概念を導入した。これにより同11条1項は、公共放送事業者は「放送プログラムに関連する内容を伴う印刷物およびテレメディア」を放送プログラムに付随して提供することができる、と改正された。

(4) VPRT らによる欧州委員会への異議申立て

こうした国内の動きと並行して、2002年から2004年にかけて、とりわけ民間放送事業者である「ProSiebenSat.1」および「Premiere」、ならびに「社団法人民間放送・通信協会」(Verband Privater Rundfunk und Telekommunikation e. V. (以下、「VPRT」と略記))²⁷⁾は、ドイツの公共放送の活動範囲の拡大を問題視し、受信料がEC条約87条1項(現行のEU運営条約107条1項)によって禁止された「国家援助」(staatliche Beihilfe)にあたるとして、欧州委員会に対して数回にわたって異議を申し立てた²⁸⁾。そこでは、公共放送によるオンライン活動、追加されたデジタルテレビ・チャンネル、スポーツ放映権の獲得、などが批判の対象とされた。

ところでEC条約87条1項は、競争を歪めまたは歪める恐れがある国家援助は、その形式のいかんを問わず、それが加盟国間の貿易を侵害する限りにおいて共同市場と相容れない、と規定していた。すなわち、そのような「国家援助」は原則として禁止され、それがEC条約86条2項(現行のEU運営条約106条2項)にいう例外にあたる場合のみ正当化されうる。

欧州委員会は、2005年3月、ドイツの受信料制度は「国家援助」にあたるとしたうえで、EC条約86条2項による正当化も否定されるとの暫定

的見解を報告した²⁹⁾。これに対してドイツ政府は、ドイツの受信料制度は「国家援助」にはあたらないと主張したため、欧州委員会とドイツとの間で長年に渡る争いが生じることとなった。

(5) 欧州委員会との「国家援助に関する妥協案」 („Beihilfekompromiss“)

その後、2007年4月24日、一連の協議の結果、ドイツ政府と欧州委員会の間でいわゆる「国家援助に関する妥協案」が取り決められた³⁰⁾。すなわち、ドイツ側が法律によって「適切な措置」 („zweckdienliche Maßnahmen“) を設けることの「確約」 (Zusagen) をしたことを受けて、欧州委員会は係争中であった国家援助審査手続の中止決定を下したのである³¹⁾。

ドイツ側が提示したこの確約につき、欧州委員会はドイツに対して、その国内法化 (Umsetzung) のために2009年4月24日までの猶予を与えたが、その際とりわけ以下の事項が義務付けられた³²⁾。すなわち、①「テレメディア」についての公共放送の任務の基準につき、法律で明確に規定する、②公共放送事業者が審査基準を具体化し、かつ審査手続を実行する、③公共放送事業者には、新しいまたは変更されたあらゆるデジタル・コンテンツにつき「三段階のテスト」を実行する義務が課せられる、④この三段階の手続は法律で規定され、またそれによって、各々のコンテンツが「(1) 社会の民主的、社会的、文化的な需要に応じていること、(2) 質的な観点からジャーナリズム上の競争に寄与していること、(3) 当該コンテンツの提供のための費用が明記されること」を確保するための放送事業者を介した審査が要請される、⑤オンライン・コンテンツについての公共放送の任務は「ジャーナリスティックかつエディトリアルなコンテンツ」に限定される、⑥何が公共放送の任務に含まれ、何が含まれないのかについて、具体例を示したポジティブリストおよびネガティブリストを作成する、等である。

(6) ドイツ連邦憲法裁判所の判例に対する配慮

もともと、ドイツの各州は、「確約」の放送州際協定での国内法化にあたり、欧州委員会の要請だけでなく、基本法5条1項にいう「放送の自由」に関するドイツ連邦憲法裁判所の判例にも配慮する必要があった³³⁾。

確かに、連邦憲法裁判所は、2007年9月11日の第2次受信料判決 (BVerfGE 119, 181) において、インターネットの急速な発展を踏まえて、二元体制における公共放送に対する「発展の保障」 (Entwicklungsgarantie)

を強調するとともに、この「発展の保障」はデジタルの世界にも妥当することを明示した³⁴⁾。すなわち、同裁判所は、公共放送の任務を拡大し、それが原則としてオンライン・コンテンツにも及ぶとした³⁵⁾。加えて、同裁判所によれば、放送における意見多様性を確保するための放送秩序の内容形成は立法者の使命であり、かつ立法者にはこの点につき広い裁量が認められるという³⁶⁾。

しかしながら、連邦憲法裁判所によれば、放送の自由からは公共放送の国家からの分離 (Staatsferne) が要請され、そのなかでもとりわけ「放送プログラムの自律」(Programmautonomie) が重要となるという³⁷⁾。つまり、公共放送事業者は、放送プログラムの選択・内容・制作につき自ら決定する権限を付与されており、国家による影響から保護されなければならない、とされる。この点、学説も、放送の国家からの分離の原則からは、放送プログラムに関する規律は一般のおよび包括的な規定のみが許され³⁸⁾、さらに、放送の自由の担い手はあくまで放送事業者でなければならない³⁹⁾、と解しているのである。

このように、欧州委員会がオンライン・コンテンツにおける公共放送の任務を法律によって可能な限り具体化するよう要請したのに対して、連邦憲法裁判所は、公共放送事業者が自主的に行うテレメディア任務の具体化によって、放送の自由を保持することを要請した。このためドイツの各州は、両者の要請のなかで板挟みとなっていたが、最終的に、2009年6月1日発効の第12次改正放送州際協定において、両者が共存し、かつ双方の要請に適合しうる解決策を提示することに成功したのである。

(7) 2009年6月1日発効の第12次放送州際協定

第12次放送州際協定は、第一次的に、「テレメディア」を放送およびラジオと明確に区別して独自のコンテンツと位置付けたうえで、公共放送の任務を拡大した。すなわち、旧規定でもテレメディアの提供は許されていたが、それは「放送プログラムに付随」し、「放送プログラムに関連する内容を伴う」テレメディアに限定されていたのに対して⁴⁰⁾、改正法では、テレメディアも公共放送の任務に含まれることが明記された(同11条)。

このように公共放送の任務が拡大される一方で、同協定は、公共放送事業者に対して、テレメディアの閲覧対象者、内容、方向性、閲覧期間等を詳細に説明した「テレメディアコンセプト」の作成を義務づけるとともに

(同11d条2項、11f条1項)、公共放送のテレメディアに対する任務を具体化した(同11d条)。加えて同協定は、特定のテレメディアについては、オンラインでの提供のために「三段階テスト」(„Drei-Stufen-Test“)に服すべきとし、さらにこの審査については公共放送事業者が自ら実施することとした(同11f条4項)。こうした第12次放送州際協定による法規制の内容については、第4章以下で詳述する。

3. 公共放送の組織とコンテンツに関する任務

本章では、ドイツの公共放送の組織と、コンテンツに対する公共放送の一般的任務について概観する。

3.1 公共放送の組織

公共放送事業者、すなわちARDに属する各放送事業者、ZDF、およびドイツ・ラジオの組織は、各州の放送法において規定されており、若干の差異はあるものの、統一モデルに基づき以下に挙げる機関により構成されている⁴¹⁾。

- ①放送評議会 (Rundfunkrat)⁴²⁾
- ②会長 (Intendant)⁴³⁾
- ③経営評議会 (Verwaltungsrat)⁴⁴⁾

さらに、この3つの機関と並んで、データ保護委員 (Datenschutzbeauftragte) や青少年保護委員 (Jugendschutzbeauftragte) などの諸機関も存在するが、重要となるのは上記の3つの機関である⁴⁵⁾。このうち放送評議会は、多元的に構成された最高機関であり、任命権や統制権が付与される。会長は放送事業者の執行機関であり、放送事業者を指揮し、対外的に放送事業者を代表するだけでなく、番組に対する責任を負う。経営評議会は、会長の職務執行を監督する機関であり、重要な案件については経営評議会の同意が必要となる⁴⁶⁾。以下、これらの機関について詳述する。

(1) 放送評議会

放送評議会の規模は各々の放送事業者によって異なり、例えば小規模なところでは30名 (Rundfunk Berlin-Brandenburg (RBB))、大規模なところでは74名 (Südwestrundfunk (SWR)) のメンバーで構成されている⁴⁷⁾。この点、

連邦憲法裁判所は、放送評議会は「社会的に重要な団体」(gesellschaftlich relevante Gruppen)の出身者で構成される、と明示している⁴⁸⁾。さらに同裁判所は、各州法は、放送評議会の組織につき、「社会的に重要なあらゆる勢力(alles gesellschaftlich relevante Kräfte)の幅広い関与および協力を保障する諸規定」を定めるもの、と判示する⁴⁹⁾。放送評議会は、このように社会の多様性を可能な限り広くかつ完全に反映するために多元的な構造を採っており、それによって、放送プログラムの制作に対して偏った影響力が及ぶ危険を回避している⁵⁰⁾。

また、放送評議会は、「放送事業者の議会」(„Anstaltparlament“⁴⁾)とも称されており、放送事業者にとって重要な諸問題を扱う権限を付与されている⁵¹⁾。とりわけ、①公共の利益を代表する他、②放送プログラム、③人事、④財政の領域における業務が、放送評議会の管轄とされている⁵²⁾。これに加えて、第12次改正放送州際協定によってオンライン領域に関する放送評議会の権限が追加されたが、この点については第8章で詳述する。

(a) 公共の利益の代表

放送評議会の第一次的な責務は、公共の利益または視聴者の利益を代表することにある⁵³⁾。この点につき、連邦憲法裁判所は、1971年7月27日の第2次放送判決において、放送評議会は、各公共放送事業者の「最高機関であり、放送の領域における公共の利益を代表する」と述べている(BVerfGE 31, 314 (328))。また同裁判所は、1991年2月5日の第6次放送判決において、放送評議会は「公共の利益の代弁者」であると表現している(BVerfGE 83, 238 (333))。それゆえ放送評議会の構成員は、それぞれ所属する団体の利益の代表者であるにもかかわらず自己の団体の利益を代弁すること許されず、一般の利益のために従事しなければならない⁵⁴⁾。

(b) 放送プログラムに関する助言および監視

放送評議会は、会長に対して、とりわけ放送プログラムの制作に際して助言を行わなければならない。この責務は、放送事業者の内部的多様性を実現するために放送評議会に付与された中心的な機能である⁵⁵⁾。さらに放送評議会は、放送プログラムの制作については管轄権を有していないが、放送事業者の放送プログラムを監視する権限を有している。その際、放送評議会は、法律上の番組編集準則の遵守に配慮しなければならない。

(c) 放送事業者の他の機関の選任

放送評議会は、放送事業者の発展のために、他の諸機関の構成員を選任する責務を負う。すなわち多くの放送事業者において、放送評議会は、会長の選任、および経営評議会のすべての構成員の選任を行っている。それ以外の放送事業者においても、経営評議会と共同で会長を選任する放送評議会や、経営評議会の多数の構成員を選任する責務を負った放送評議会も存在する⁵⁶⁾。

(d) 予算権限

放送評議会は予算権限を有している。具体的には、放送評議会は、予算案(Haushaltsplan)を許可し、また会計年度の経過後には、会長が提出し、経営評議会が確認した年度末決算を許可する権限が付与されている。

(2) 会長

会長は独任機関であり、上述のように放送評議会によって選任される。会長の任期は、それぞれの州法の規定によって異なるが、通常は5から6年である⁵⁷⁾。会長の責務は、放送事業者を指揮することにある。すなわち会長は、番組の制作を含む、放送事業者の事業全体につき責任を有する。同時に、会長は、第三者に対して放送事業者を代表する。

(3) 経営評議会

経営評議会の構成員は、すべてまたは多数が、放送評議会によって選任される。同構成員の任期は、各州法によって異なるが、通常は4から6年となっている。経営評議会の責務⁵⁸⁾は、各州法によって異なるが、多くの州が、①第一次的な責務として、業務執行の監督をあげている。また、そのために経営評議会には、放送事業者の書類を調査する権限が付与されている。②また、州法によっては、予算案および会計報告の監督権限が経営評議会に付与されている。具体的には、会長は、経営評議会に対して予算案を送付し、また会計年度の終了後には会計を送付しなければならないと規定する。③さらに、州法のなかには、放送評議会による会長の選任に際して、経営評議会の関与を義務付けているものもある。

3.2 コンテンツに関する公共放送の任務

公共放送の任務については、各州が法律によって規定しており、その内容も多様である⁵⁹⁾。しかしながら、すべての公共放送事業者にとって最も重要な任務は、コンテンツの制作である⁶⁰⁾。この任務につき、放送州際協定は、以下のように分類して規定する。すなわち、①同3条が、公共放送事業者および民間放送事業者のコンテンツ制作に関する一般原則を定めるとともに、②同11条が公共放送事業者に対する一般的任務を、そして③同11d条3項が、公共放送事業者によるテレメディアの制作に関する特別な任務を規定している。

(1) コンテンツの制作に関する一般原則

放送州際協定3条1項は、公共放送事業者および民間放送事業者に対する一般原則を定めている。同条項によれば、放送プログラムまたはテレメディアコンテンツを提供する放送事業者は、原則として、自己のコンテンツの制作に際して、人間の尊厳および国民の道徳的・宗教的信念を尊重し、ならびに、国民の生命、自由、身体的不可侵、他者の思想および意見の尊重に配慮しなければならないという。

放送州際協定3条1項

(1) ARD、ZDF、ドイツ・ラジオ、および全国放送の放送プログラムを提供するすべての放送事業者は、自己のコンテンツにおいて、人間の尊厳を尊重かつ保護しなければならない、〔さらに〕国民の道徳的および宗教的信念を尊重しなければならない。そのために、コンテンツは、生命、自由、および身体的不可侵の尊重、ならびに他者の思想および意見の尊重を強めることに寄与しなければならない。コンテンツの制作(Gestaltung)に対する州法上のさらなる要請、および本州際協定の第41条は侵害されてはならない。

本条項も第12次改正放送州際協定によって改正された規定であり、同改正において、旧規定の「自己の番組において」という文言が「自己のコンテンツにおいて」に修正された⁶¹⁾。ただし、本条項はすべての放送事業者に妥当するのではなく、公共放送事業者および全国放送の放送プログラムを提供する民間放送事業者にのみ適用される⁶²⁾。

さらに、放送州際協定3条1項で言及された同41条は、コンテンツの制作、とりわけ個別番組の制作のための基準として、「放送プログラム原則」(Programmgrundsätze)を規定している。

放送州際協定41条

(1) 放送プログラムには、憲法適合的秩序が適用される。放送プログラムは、人間の尊厳、ならびに他者の道徳的、宗教的、および世界観的信念を尊重しなければならない。放送プログラムは、統一ドイツの連帯、および国際協調を促進し、ならびに差別のない相互関係を指向しなければならない。一般的法律の規定および個人の名誉の保護に関する法律上の規定は遵守されなければならない。

(2) 総合放送プログラム(Rundfunkvollprogramme)は、情報、文化、教育の適切な配分によって、ドイツ語圏および欧州における多様性の描出に寄与しなければならない。(略)

(3) 第1項および2項は、全国放送にのみ適用される。

この原則によれば、放送プログラムには、人間の尊厳、他者の道徳的・宗教的・世界観的信念の尊重とともに、国際協調、平等、名誉、均衡性、多様性、情報の客観性などが要求される⁶³⁾。

(2) 公共放送事業者の一般的任務

公共放送の一般的任務について規定している放送州際協定11条は、2004年4月1日発効の第7次放送州際協定で新たに導入された規定である⁶⁴⁾。その後、第12次放送州際協定は、同11a条においてテレメディアを放送およびラジオと明確に区別して独自のコンテンツと位置付けたうえで、本条項を改正し、公共放送の任務を拡大した。具体的には、旧規定が公共放送の任務を限定的に解していたのに対して、新たな規定では、「コンテンツ」すなわちテレメディアもその任務に含まれることを明記した⁶⁵⁾。とりわけ同11条1項および2項は以下のように規定している。

放送州際協定11条1、2項

(1) 公共放送事業者の任務(Auftrag)は、個人および公の自由な意見形成のプロセスのメディア(Medium)およびファクター(Faktor)とし

て、自己のコンテンツの制作および頒布を介して影響力を行使し、さらにそれを介して、社会の民主的、社会的、文化的な需要 (Bedürfnis) を満たすことにある。公共放送事業者は、自己のコンテンツにおいて、世界、欧州、国内、地域の、あらゆる重要な生活領域で発生した事件に関して、包括的な概要 (umfassender Überblick) を提供しなければならない。それを介して、公共放送事業者は、国際的理解、欧州統合、ならびに連邦および州における社会的結合を促進しなければならない。公共放送事業者のコンテンツは、教育、情報、コンサルティング (Beratung)、および娯楽に寄与するものでなければならない。同コンテンツは、とりわけ文化のための特集報道 (Beiträge) を提供しなければならない。娯楽も、公共的なコンテンツプロフィールに適合しなければならない。

(2) 公共放送事業者は、自己の任務を果たす際に、報道の客観性および中立性の原則、意見多様性、ならびにコンテンツの均衡を考慮しなければならない。

連邦憲法裁判所は、これまでの放送判決のなかで、「放送は、憲法上保護される自由な意見形成のプロセスの、『メディア』(Medium) および『ファクター』(Faktor) である」⁶⁶⁾と述べ、また「放送には、コミュニケーションプロセスのなかで、『メディア』および『ファクター』としての責務 (Aufgabe) が与えられている」⁶⁷⁾と判示してきた。放送州際協定11条1項1文は、これらの連邦憲法裁判所判決にいう、憲法上の根拠を有する公共放送の機能を具体化したものである⁶⁸⁾。

また、同11条1項2文以下は、同1文にいう任務を別の基準によってさらに具体化している⁶⁹⁾。すなわち、①同2文は、公共放送事業者に対して、自己のコンテンツにおいて、一方で空間的視点から世界、欧州、国内、地域の事件についての包括的な概要を、他方で実質的な観点から「あらゆる重要な生活領域」で発生した事件の概要を提供する任務を課している。②同3文は、この包括的なコンテンツを介してコミュニケーションの基盤を構築することにより、国際的理解、欧州統合、ならびに連邦および州における社会的結合を促進することを公共放送の任務としている。③同4文は、公共放送のコンテンツは、教育、情報、コンサルティング、娯楽に寄与しなければならないとする。④同5文は、公共放送事業者に、とりわけ文化についての特集報道の提供を義務付けている。⑤同6文は、娯楽も公共放

送の任務であると規定する。娯楽の任務については、既に同4文で明記しているが、同6文は特にこれを強調して規定した⁷⁰⁾。

(3) 公共放送の「テレメディア任務」

放送州際協定11条および11a条にいう公共放送の任務に関する一般原則は、放送プログラムだけでなくテレメディアの内容にも妥当するが⁷¹⁾、第12次放送州際協定は、さらに同11d条3項において、公共放送に対する純粋なオンライン任務、すなわちテレメディアコンテンツに対する公共放送の特別な責務について初めて規定した⁷²⁾。この責務は、「テレメディア任務」 („Telemedienauftrag“) と呼ばれている。

放送州際協定11d条3項

(3) テレメディアコンテンツを介して、すべての国民に対して、情報社会への参加が可能とされ、ガイドライン (Orientierungshilfe) が提供され、あらゆる世代および少数派の技術上・内容上のメディアリテラシー (Medienkompetenz) が促進されなければならない。番組に関連するテレメディアについては、ある特定の番組との時間的および内容的な関連性が、それぞれのテレメディアコンテンツのなかで証明されなければならない。

放送州際協定11d条3項1文にいうこの特別な任務に基づき、公共放送のテレメディアコンテンツは、放送州際協定11条の根本規範に加えて、国民に対する、情報社会への参加、ガイドラインの提供、あらゆる世代および少数派のメディアリテラシーの促進、という三つの要請が任務として課せられることとなった。このうち、①「情報社会への参加」の任務によって、公共放送事業者は、コンテンツの内容をあらゆる年齢層および人口集団のために提供することが要請される。とりわけ、コンテンツは、障害者および移民の出自を背景に持つ人々に対しても利用可能なものにされなければならない。また、②ガイドラインの提供の任務により、放送事業者には、公的な意見形成および個人の意見形成にとって重要なテーマにつき、ジャーナリスティックな基準で遂行される明快なアプローチを利用者に可能とするコンテンツの提供が求められる。最後に、③メディアリテラシーの促進の任務によって、放送事業者は、利用者、とりわけ未成年に対して、

インターネット利用の可能性および危険性について情報提供することが要請される⁷³⁾。

もっとも本条項は、これらの任務を常に公共放送事業者に対して強制しているわけではなく、例外的な場合にはこれらの責務を免れうることを規定したものと解されている⁷⁴⁾。

4. 公共放送による「テレメディア任務」の射程

放送州際協定は、第11d条1項および2項において、上述した公共放送の「テレメディア任務」の具体的内容について詳細に規定している。本条項は非常に複雑な規定になっているが、本章は、ここでいうテレメディアを7つに分類したうえで（以下、4.1～4.7を参照）、それぞれのコンテンツについて詳述することにする。

放送州際協定11d条1、2項

(1) ARDを構成する州放送事業者、ZDF、およびドイツ・ラジオは、ジャーナリスティックかつエディトリアルに指示された (journalistisch-redaktionell veranlasst) テレメディア、およびジャーナリスティックかつエディトリアルに制作された (journalistisch-redaktionell gestaltet) テレメディアを提供する。

(2) 第1項にいう任務 (Auftrag) は、以下にいうコンテンツを含む。

1. 放送後7日未満に提供される自己の放送プログラム (Programm) のオンデマンドの番組、ならびに開催後24時間未満に提供される、第4条2項にいう大イベントのオンデマンドの番組およびブンデスリーガ1部と2部の試合のオンデマンドの番組、
2. その時々番組のために使用された資料および情報源が用いられ、さらに当該テレメディアがテーマ上および内容上 (thematisch und inhaltlich) この番組を支援的に深め、かつ当該番組に付随する限りにおいて、この具体的な番組に内容的および時間的に関連する、放送後7日未満に提供されるテレメディアであって、既に第11f条3項にいう独自のテレメディアコンテンツ (eigenständiges Telemedienangebot) とはなっていないもの；ここにいう番組に関連するテレメディアは、第11f条1項に従って、テレメディアコ

ンセプトのなかで説明 (beschreiben) されなければならない; 予告は許される、

3. 第11f条に基づき実施された手続を規準として、第1号前段および第2号にいう期限が経過した後の番組および番組に関連するテレメディア、ならびに番組に関連しない (nichtsendungsbezogen) テレメディア; テレメディアコンセプトのなかで、コンテンツに応じて、閲覧期間が設けられなければならない; 番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ (nichtsendungsbezogene presseähnliche Angebote) は許されない、
4. 時間的に期限が付されていない、現代史のおよび文化史的な内容を伴うアーカイブで、第11f条に従って作成されたテレメディアコンセプトに基づくもの。

(略)

4.1 「ジャーナリスティックかつエディトリアルに指示され、制作された」 テレメディア (放送州際協定11d条1項)

現行の放送州際協定11d条は、第12次改正放送州際協定によって導入された規定である⁷⁵⁾。同条項によって、テレメディアコンテンツは、それが「ジャーナリスティックかつエディトリアルに」⁷⁶⁾指示され、制作されている限りにおいて、原則として公共放送の任務に含まれることとなった⁷⁷⁾。同11d条1項にいう「ジャーナリスティックかつエディトリアルに指示された」および「ジャーナリスティックかつエディトリアルに制作された」という概念については、放送州際協定はなんら定義していない⁷⁸⁾。ただし、「ジャーナリスティックかつエディトリアル」および「ジャーナリスティックかつエディトリアルに制作された」という概念については、第12次改正放送州際協定以前に、既に同54条2項1文および同56条1項1文において使用されていた。この点、学説は一方で、とりわけ放送州際協定54条2項の概念に関する従来の解釈は、同11d条にいう当該概念の解釈に援用しようと解している⁷⁹⁾。他方で、学説は、両者の規律の形式および目的が異なることから、両概念は部分的にのみ重畳していると解する⁸⁰⁾。なぜなら、同54条2項はとりわけ民間のテレメディアの意見形成のための規律であるのに対して、同11d条1項は公共放送の任務の具体化を規律しているからである、という。この立場によれば、同11d条1項の概念の解釈

については、第一次的に、第12次改正放送州際協定のための立法理由書を援用すべきである、という⁸¹⁾。

(1) 「ジャーナリスティックかつエディトリアル」の概念

第12次改正放送州際協定の立法理由書によれば、「ジャーナリスティックかつエディトリアル」という概念は以下のように説明されている。

『ジャーナリスティックかつエディトリアル』という概念は、意見形成に寄与するものとして〔放送州際協定〕第11条の要請を満たすコンテンツを制作し即時的に伝達することを目的とする、計画的な活動を要請する。ジャーナリスティックかつエディトリアルな活動の中心として、とりわけ、調査に基づき情報収集すること (recherchierende Sammlung)、調査して得られた情報源を、選別しランク付けして評価すること (auswählende und gewichtende Bewertung)、言語またはその他の方法によって、〔得られた情報を〕体系化し構造化して精練 (Aufbereitung) させること、が考慮される⁸²⁾。

この定義によれば、当該概念については、意見形成への寄与という放送州際協定11条にいう公共放送の任務を満たすことが重要であるとされる⁸³⁾。換言すれば、あるコンテンツが「ジャーナリスティックかつエディトリアル」なものとなされるための最も重要な要件は、同コンテンツのなかに、放送州際協定11条にいう「個人および公の自由な意見形成」に寄与するという公共放送の任務を果たすための方向性が存すること、である⁸⁴⁾。さらに、同定義によれば、「ジャーナリスティックかつエディトリアル」な活動というためには、とりわけ収集した情報を、調査、判別、選別、ランク付け、体系化、構造化、言語またはその他によって精練することが必要とされる⁸⁵⁾。

(2) ジャーナリスティックかつエディトリアルな「指示」(Veranlassung)

ジャーナリスティックかつエディトリアルな「指示」の概念は、第12次改正放送州際協定によって初めて採用された。しかしながら、上述のように放送州際協定はその内容を定義しておらず、ジャーナリスティックかつエディトリアルな「指示」が何を意味するかについては明確でない。こ

の点、第12次改正放送州際協定の立法理由書は、ジャーナリスティックかつエディトリアルな指示が肯定される場合とは、「例えば、ジャーナリスティックかつエディトリアルに加工された (bearbeitet) 対象が公共的な重要性 (öffentliche Relevanz) を有する場合」としている⁸⁶⁾。

この点、学説は、この立法理由書による定義を以下のように解している。すなわち、ジャーナリスティックかつエディトリアルな指示があったか否かは、コンテンツの公開のための「動機 (Anlass) および対象 (Gegenstand)」に関連する、と⁸⁷⁾。つまり、ジャーナリスト個人ではなく編集者の責任によって加工された公表の対象物であるコンテンツが、公の意見形成に寄与しうるものであり、それゆえ公共的な重要性を有している場合に、ここでいう「指示」があったと認められるという⁸⁸⁾。

立法理由書および学説がいう、テレメディアコンテンツが「公共的な重要性」を有しなければならないとする根拠は、例えば、公共放送のコンテンツに対する一般的任務および「テレメディア任務」を規定している放送州際協定11条1項および同11d条3項の規定からも明らかであるという⁸⁹⁾。すなわち、同11条1項1文は、「公共放送事業者の任務は……自己のコンテンツの制作および頒布を介して影響力を行使し、さらにそれを介して、社会の民主的、社会的、文化的な需要を満たすことにある」と定め、同項2文は、「公共放送事業者は、自己のコンテンツにおいて、世界、欧州、国内、地域の、あらゆる重要な生活領域で発生した事件に関して、包括的な概要を提供しなければならない」と規定する。さらに同11d条3項1文は、「テレメディアコンテンツを介して、すべての国民に対して、情報社会への参加が可能とされ、ガイドラインが提供され、あらゆる世代および少数派の技術上・内容上のメディアリテラシーが促進されなければならない」と規定する。

(3) ジャーナリスティックかつエディトリアルな「制作」(Gestaltung)

第12次改正放送州際協定の立法理由書によれば、ジャーナリスティックかつエディトリアルな「制作」は、「加工中の (in Bearbeitung) コンテンツのために選択された素材が、独自の方法で、文書、図画または音声によって形成されている場合に存在する」。それゆえ、立法理由書によれば、「偶然に収集されたもの (無編集であるチャット、測定結果)、処理されていない描写 (ウェブカメラ、画像の陳列)、または未評価の内容 (リストアッ

ブされたドイツ通信社⁹⁰⁾の報告書 (Agenturmeldungen) は、ジャーナリスティックかつエディトリアルというメルクマールが満たされていないコンテンツの例である」とされる⁹¹⁾。

さらに、ジャーナリスティックかつエディトリアルに「制作」されるためには、最低限の「組織的な固定化」(organisatorische Verfestigung) が要請されると解されている⁹²⁾。つまり、提供されるコンテンツに対して責任を負う編集部が存在することが必要となる。そのため、例えば一般的なチャットや掲示板のように、編集部自身ではなく、第三者によって制作・編成された内容も含むコンテンツについては、例えば各々のテーマが編集部によって取り上げられるなど、付加的にそれが「ジャーナリスティックかつエディトリアルに制作」されることが必要となるとされる (後述、附則17号を参照)⁹³⁾。

(4) 「ジャーナリスティックかつエディトリアルに指示され、制作された」テレメディアに具体例

以上のように、立法理由書に従えば、あるコンテンツの内容が、編集部によって、社会的な重要性に基づき選別および構成されており、さらにそのコンテンツの制作に際して、編集部がプロとしてのジャーナリスティックな活動のルール、つまり包括的な調査や異なる情報源の使用を指向している場合には、当該コンテンツは「ジャーナリスティックかつエディトリアルに指示され、制作された」とみなすことができる⁹⁴⁾。このようなコンテンツの具体例として、例えば、「Spiegel Online」、「t-online.de」、「bild.de」、「Apps (WELT)」、「SZ Digital (Süddeutsche Zeitung)」などが挙げられる⁹⁵⁾。

4.2 放送後7日未満に提供される番組および開催後24時間未満に提供される大イベント等の番組 (放送州際協定11d条2項1文1号)

放送州際協定11d条2項1文1号によれば、公共放送は、①放送後7日未満に提供される自己の放送プログラムのオンデマンドの番組 (1号前段)、ならびに②開催後24時間未満に提供される、第4条2項にいう大イベントのオンデマンドの番組およびブンデスリーガ1部と2部の試合のオンデマンドの番組 (1号後段) を、三段階テストに服することなく、インターネット上で提供することが許される。

(1) 自己の放送プログラムのオンデマンドの番組

同条2項1文1号前段によれば、公共放送事業者は、自己の番組をその放送後7日未満であれば、放送州際協定によって委任されたテレメディアとして提供することが許される。例えば、立法理由書によれば、ある番組が某月1日の20時に放送された場合には、最大で同月7日の19時59分まで、同番組をオンライン上で提供することが可能である⁹⁶⁾。後述(4.4)のように、放送後7日を超えて提供される番組は、三段階テストに合格した場合にのみネット上で提供可能となる。

(2) 大イベントおよびブンデスリーガの試合

放送州際協定条11d条2項1文1号後段は、第一に、開催後24時間未満に提供される、第4条2項にいう大イベントのオンデマンドの番組を、オンライン上で提供することが許されるとする。放送州際協定4条2項1文によれば、ここでいう「大イベント」とはスポーツの大イベントをいうとされ⁹⁷⁾、①夏季および冬季オリンピック、②サッカーのユーロおよびワールドカップ大会におけるドイツ代表チームのすべての試合、ならびにドイツ代表チームの試合であるか否かに関わりなく、その開幕試合、準決勝、決勝の試合、③DFBのカップ戦における準決勝および決勝、④サッカードイツ代表チームのホームおよびアウェイの試合、⑤ドイツのクラブチームが関与した場合の、サッカーの欧州クラブ選手権(UEFAチャンピオンズリーグ、UEFA欧州リーグ)の決勝の試合、がこれに含まれる。また、同4条2項2文によれば、複数の個別のイベントから構成される大イベントについては、その個別のイベントも大イベントとみなされる。これはとりわけオリンピックの競技に妥当する⁹⁸⁾。この「大イベント」に加えて、同11d条2項1文1号後段は、第二に、ブンデスリーガ1部および2部の試合のオンデマンドの番組も、開催後24時間未満のオンラインでの提供が認められるコンテンツに含まれるとする。

同条項が規定する24時間未満という制限は、「オンデマンドの番組」にのみ適用される。ここでいうスポーツ大イベントおよびブンデスリーガのオンデマンド番組とは、試合の中継(Übertragung)のことをいうと解されている⁹⁹⁾。そのため、当該番組の放送後のニュース報道や、当該番組のひとコマを使用した番組は、24時間の経過後も提供が可能であるとされる¹⁰⁰⁾。このように番組を制限し、報道および番組のひとコマの使用のみを

認められた理由につき、立法理由書は、試合の中継をオンデマンドで開催後24時間経過後も提供可能にすれば、それに付随する放映権の購入によって高いコストが掛かるからであって、「このことは、放送受信料負担者の利益という点で回避されるべきである」と述べている¹⁰¹⁾。ただし、当該番組のひとコマがコンテンツとして24時間を超えて提供される場合にも、そのコストによって、受信料負担者の保護という目的が無になりうるか否かが考慮されなければならない、との指摘もある¹⁰²⁾。

さらに、三段階テストをクリアすれば、大イベントおよびブンデスリーガの番組について24時間という期限を延長してオンラインで提供することが許されるか否かについては、学説において意見が分かれている¹⁰³⁾。少数説は三段階テストを介せば延長は可能であると解するが¹⁰⁴⁾、多数説は延長は不可能であると捉える¹⁰⁵⁾。その理由につき多数説は、放送州際協定11d条2項1文3号が、後述のように、「1号前段および2号にいう期限が経過した後の番組および番組に関連するテレメディア」は三段階テストに合格した場合にのみ提供が可能であると規定し、このようなコンテンツから1号後段にいう番組を除外しているからであるという。ただし、多数説のなかにも、本規制による介入は、放送事業者の「放送プログラムの自律」および放送の自由から要請される「公共放送の国家からの分離」に抵触する、と主張するものもみられる¹⁰⁶⁾。

4.3 放送後7日未滿に提供される「番組に関連するテレメディア」(放送州際協定11d条2項1文2号)

(1) 番組に関連するテレメディアの内容

放送州際協定11d条2項1文2号は、「番組に関連するテレメディア」(sendungsbezogene Telemedien)のコンテンツにつき、番組の放送後7日未滿であれば、三段階テストに服することなくオンライン上で提供することを認めている。すなわち、同条項は、「その時々々の番組のために使用された資料および情報源が用いられ、さらに当該テレメディアがテーマ上および内容上番組を支援的に深め、かつ当該番組に付随する限りにおいて、この具体的な番組に内容的および時間的に関連する、放送後7日未滿に提供されるテレメディア」であって、三段階テストに服する同11f条3項にいう「新しいまたは変更された」独自のテレメディアコンテンツではないものを、第1項にいう公共放送の任務に含めるとしている。これに対して放

送後7日を超えて提供される、番組に関連するテレメディアコンテンツは、三段階テストの基準に従ってのみ許される(後述4.4を参照)。

ところで「番組に関連するテレメディア」は、放送州際協定2条2項19号においても定義されている。

放送州際協定2条2項19号

番組に関連するテレメディアとは、以下のように解される：その時々
の番組のために使用された資料および情報源が用いられ、さらに当該
コンテンツがテーマ上および内容上この番組を支援的に深め、かつ当該
番組に付随する限りにおいて、出来事の背景にある情報を含めて、ある
具体的な番組からの内容を精練(Aufbereitung)することに寄与する
コンテンツであって、既に第11f条3項にいう新しいまたは変更された
独自のコンテンツとはなっていないもの〔をいう〕。

この定義に対して、同11d条2項1文2号は、「内容的および時間的に
関連する、放送後7日未滿に提供されるテレメディア」という文言を補完
している。同条項にいう「内容的に」とは、同2条2項19号の定義の
内容を意味し、「時間的に」とは、許されるコンテンツの提供が7日未滿に
制限されることを意味するとされる¹⁰⁷⁾。

放送州際協定2条2項19号および同11d条2項1文2号によれば、「
番組に関連するテレメディア」は、①特定の番組に内容上関連性を有し、②
ある具体的な番組の内容を精練することに寄与し、③当該番組のために使
用された資料および情報源に依拠し、さらに④当該番組をテーマ上および
内容上支援し、かつそれにテーマ上および内容上付随するものでなければ
ならない¹⁰⁸⁾。

このように、「番組に関連する」とみなされるための要件は非常に厳格
であるため、実務上、多くのテレメディアが、始めからテレメディアコン
セプトのなかで「番組に関連しない」コンテンツ(後述4.5を参照)とし
て分類されているという¹⁰⁹⁾。

(2) テレメディアコンセプトでの説明および番組との関連性の証明

放送後7日未滿に提供される「番組に関連するテレメディア」は、三段
階テストには服さないが、放送州際協定11d条2項1文2号および同11f

条1項に基づき、テレメディアコンセプトのなかで説明されなければならない。その目的は、当該コンテンツの番組との関連性、およびその時間的な関連性を透明化することにある¹¹⁰⁾。さらに、同11d条3項2文は「番組に関連するテレメディアについては、ある特定の番組との時間的および内容的な関連性が、それぞれのテレメディアコンテンツのなかで証明されなければならない」と規定しており、「番組に関連するテレメディア」は、番組との時間的および内容的な関連性の証明が要求される¹¹¹⁾。

(3) 予告

放送州際協定11d条2項1文2号は、「予告 (Vorankündigung) は許される」と規定している。もっとも本条項は、予告の対象、およびその様式や範囲についてなにも触れていない¹¹²⁾。この点につき、立法理由書は、「当該番組の放送前にテレメディアの形式で予告することは許されており、そのための時間的期限は設定されない¹¹³⁾と述べており、「番組」の予告をテレメディアとして提供することができる旨を明記している¹¹⁴⁾。ただし、「番組」の予告をどの範囲まで実施しうるかについては明らかにされていない。この点につき学説は、予告の対象は番組全体ではなく、その一部分のみであると解している¹¹⁵⁾。

4.4 放送後7日を超えて提供される「番組および番組に関連するテレメディア」(放送州際協定11d条2項1文3号)

放送州際協定11d条2項1文3号によれば、放送後7日を超えて提供されるあらゆる「番組および番組に関連するテレメディア」は、三段階テストに合格した場合にのみ、ネット上で提供可能となる¹¹⁶⁾。別言すれば、すべての「番組」および「番組に関連するテレメディア」は、7日間の期限が経過した後であっても、三段階テストに合格すれば、オンデマンドでの提供が可能となる¹¹⁷⁾。

ところで、放送州際協定11d条2項1文3号は、テレメディアコンセプトには「コンテンツに応じて、閲覧期間が設けられなければならない」と規定する。それゆえ、放送後7日を超えて提供される「番組および番組に関連するテレメディア」も、テレメディアコンセプトのなかで閲覧期間が明記されなければならない¹¹⁸⁾。この閲覧期間を超えた場合の当該コンテンツの取り扱いにつき、放送州際協定はなんら規定していないが、学説に

は、当該コンテンツはもはやテレメディア任務には含まれないとして、ネット上から削除されるべきと主張するものがある¹¹⁹⁾。

また、本条項にいう7日を超えて提供される「番組に関連するテレメディア」にも、放送州際協定11d条3項2文にいう「番組との時間的および内容的な関連性」が証明されなければならないと解されている¹²⁰⁾。

4.5 「番組に関連しないテレメディア」(放送州際協定11d条2項1文3号)

放送州際協定11d条2項1文3号によれば、「番組に関連しないテレメディア」は、三段階テストに合格した場合にのみ、ネット上での提供が可能となる。「番組に関連しないテレメディア」には、同11d条3項2文にいう番組との関連性の立証義務は課せられない。

ところで、放送州際協定は、上述のように「番組に関連するテレメディア」の概念を明確に定義しているのに対して(同2条2項19号、11d条2項1文2号)、「番組に関連しないテレメディア」の概念についてはなんらの定義もしていない¹²¹⁾。この点、学説には、放送州際協定11d条2項1文2号にいう「番組のために使用された資料および情報源」が用いられているコンテンツという「番組に関連するテレメディア」の要件に妥当しないものを「番組に関連しないテレメディア」と解するのではなく、同2号の厳格な要件とは別の要件もとで、放送事業者が、当該テレメディアが「番組に関連しない」か否かを判断すべきと主張するものもある¹²²⁾。

4.6 「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」(放送州際協定11d条2項1文3号)

放送州際協定11d条2項1文3号は、「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツは許されない」と規定する。「番組に関連する」コンテンツについてはそれが「プレスに類似する」か否かの判断は重要ではないが、「番組に関連しない」コンテンツについては、この要素は極めて重要となる。なぜなら、「番組に関連する」コンテンツについては、たとえそれが「プレスに類似する」ものであっても、上述のように同11d条2項1文2号(上述4.3)および3号(上述4.4)に基準に従い提供が認められうるが、「番組に関連しない」コンテンツは、それが「プレスに類似する」とみなされた場合、即座に禁止されるからである¹²³⁾。これに対して、「番組に関連し

ない」コンテンツがプレスに類似しないと判断された場合、このコンテンツは、三段階テストに合格した場合にのみネットでの提供が可能となる¹²⁴⁾。その際、当該コンテンツには、放送州際協定11d条3項2文にいう「番組との時間的および内容的な関連性」の証明は不要である。

ここでいう「プレスに類似のコンテンツ」の概念につき、放送州際協定は、同2条2項20号において以下のように定義している。

放送州際協定2条2項20号

プレスに類似のコンテンツとは、プリントメディアの電子版だけでなく、形式 (Gestaltung) および内容 (Inhalt) という点で新聞または雑誌に相応する (entsprechen)、ジャーナリスティックかつエディトリアルに制作されたあらゆるコンテンツをいう。

ところで、現在提供されている新聞または雑誌の電子版は、印刷媒体をそのまま掲載するのではなく、動画やリンクを貼り付けたインターネット仕様の版になっているのが通常である。そこで学説は、放送州際協定2条2項20号にいう「プリントメディアの電子版」とは、このような新聞または雑誌のインターネット版のことをいうのではなく、印刷された新聞または雑誌をインターネット上でなんらの変更も加えずに掲載したものをいい、さらに「新聞または雑誌に相応する」コンテンツとは、印刷媒体の新聞または雑誌に相応するコンテンツをいうと解している¹²⁵⁾。この立場に従えば、当該オンライン・コンテンツが「プレスに類似」か否かの判断に際しては、同コンテンツが、印刷媒体の新聞または雑誌と共通の特徴を有しているか否かが基準となる¹²⁶⁾。

その判断基準¹²⁷⁾につき、第一に、公共放送事業者の個々のオンライン記事またはコンテンツ全体のどちらが対象となるのかが問題となる。この点、学説は二分するが、例えば後者の立場を主張するものは、放送州際協定11d条2項1文3号がプレスに類似の「コンテンツ (Angebote) は許されない」として「コンテンツ」の文言を単数形ではなく複数形を用いていることから、個別のコンテンツではなくコンテンツ全体から、当該テレメディアが「プレスに類似」しているか否かを判断すべき、と解している。第二に、放送州際協定2条2項20号によれば、「形式および内容」の相応性が判断基準となる。学説によれば、このうち「内容」については、新聞

および雑誌の内容は、それをほとんど概観しえないほど多様なテーマを含むため、判断基準としては「形式」、すなわち新聞および雑誌の特性のみが重要となるとされる。すなわち、印刷媒体の形式の特性とは、純粋テキストないしテキストと画像の組み合わせであり、これに加えて、第一面、様々な大見出しと小見出し、レイアウトも新聞・雑誌の形式的特徴である。それゆえ、こうした特性を有するオンライン・コンテンツは「プレスに類似」するものとみなされ、これとは逆に、オンラインに特徴的な動画、音声、リンク、双方向性が存在する場合には、プレスに類似しないテレメディアとみなされるという。

4.7 「現代史のおよび文化史的な内容を伴うアーカイブ」(放送州際協定 11d 条 2 項 1 文 4 号)

放送州際協定 11d 条 2 項 1 文 4 号によれば、公共放送事業者は、第 11f 条に従って作成されたテレメディアコンセプトに基づき、「時間的に期限が付されていない、現代史のおよび文化史的な内容を伴うアーカイブ」をインターネット上で提供することが許される。公共放送事業者はその開局以来それぞれ音声番組および動画番組のアーカイブを保管しているが、それらをテレメディアによって一般公開することは、「社会の民主的、社会的、文化的な需要に応じ」(同 11f 条 4 項 2 文 1 号) るものである、とされる¹²⁸⁾。

ところで、このようなアーカイブにも、インターネットで提供するために三段階テストが課せられるべきか否かが問題となる。この点、学説には、三段階テストを不要とする立場も見られるが¹²⁹⁾、通説は、①放送州際協定 11d 条 2 項 1 文 4 号が、「第 11f 条に従って作成されたテレメディアコンセプトに基づくもの」と規定していること、②同 11f 条 1 項が、「第 11d 条 2 項 3 号および 4 号にいうテレメディア」はテレメディアコンセプトのなかで具体化されなければならないと規定していること、③同 11f 条 4 項が、第 1 項にいう計画された新しいまたは変更されたすべてのコンテンツに対して三段階テストを課していることから、「時間的に期限が付されていない、現代史のおよび文化史的な内容を伴うアーカイブ」に対しても、その提供のためには三段階テストが行われなければならない、と解している¹³⁰⁾。ただし、このアーカイブについては「時間的に期限が付されていない」ものとされているため、テレメディアコンセプトのなかで、「閲覧期間」

(放送州際協定11f条1項)の説明だけでなく、三段階テストで要求される「開示予定期間」(同11f条4項4文)についての説示も不要とされる¹³¹⁾。

本条項にいう「アーカイブ」の範囲が問題となるが、公共放送事業者のアーカイブに収納されているすべての番組がこの概念に含まれるわけではないとされる。すなわち、放送州際協定11d条2項1文4号は「現代史のおよび文化史的内容を伴うアーカイブ」と規定しているため、現代史的または文化史的内容のなかでも、重要な、際立った、特別なアーカイブだけが、本条項にいう「アーカイブ」に含まれるとされる¹³²⁾。

5. 禁止されたテレメディアコンテンツ

上述のように、放送州際協定11d条2項1文3号は「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」を禁止しているが、それ以外の公共放送によるオンラインでの提供が許されないテレメディアコンテンツについては、同11d条5項が詳細に規定している¹³³⁾。同条項にいうテレメディアも、「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」と同様に、三段階テストに服することなく提供が禁止される。

放送州際協定11d条5項

テレメディアにおける商業広告(Werbung)およびスポンサリング(Sponsoring)は禁止される。購入された劇映画およびテレビ連続番組の購入されたエピソードのオンデマンドのコンテンツで、委託制作でないものは許されない。テレメディアにおける全域的なローカルニュース報道は許されない。本州際協定の附則(Anlage)で列挙されているコンテンツの形式は、テレメディアでは許されない。

5.1 「商業広告およびスポンサリング」の禁止

放送州際協定11d条5項は、同2文以下において、禁止されているテレメディアを列挙するとともに、同1文においてテレメディアにおける商業広告およびスポンサリングを禁止する。

商業広告の概念につき、放送州際協定は、第2条2項7号において、「放

送において、対価を得てもしくはそれに類似の給付を得て、または自社広告 (Eigenwerbung) として送信されるあらゆる表現」と定義している。ただし、同条項にいう「商業広告」は、文言上「放送」における広告に限定されており、さらに、テレメディアにおける商業広告の定義については放送州際協定において規定がないため、この概念と同11d条5項1文にいう「商業広告」が同一の概念と捉えうるか否かにつき議論がある¹³⁴⁾。この点、放送州際協定2条2項7号が同11d条5項1文に類推適用しようと解すれば、テレメディアにおいても、対価を得た広告またはそれに類似の給付を得た広告が禁止されるだけでなく、自社広告も認められないことになる。これに対して、両者が別の概念と捉えた場合には、同11d条5項1文にいう「商業広告」に自社広告も含まれるのか否かが問題となることになる。

「スポンサリング」とは、放送州際協定2条2項9号によれば、「人もしくは社団の名前、商標、外観、または自己の活動もしくは業績を促進するために、放送事業もしくは視聴覚作品の制作に関与していない自然人、法人、社団が、番組の直接的もしくは間接的な財政援助のために行うあらゆる出資 (Beitrag)」をいう。さらに、同8条1項は、「全部または部分的にスポンサー援助を受けた番組については、そのオープニングまたはエンディングにおいて、是認しうる長さで、かつ適切な方法で、当該スポンサーから財政援助を受けたことが明確に表示されなければならない」と規定する。スポンサリングはテレメディアでは禁止されるため、公共放送事業者がある番組をオンデマンドによってテレメディアとして提供しようとする場合には、スポンサーからの財政援助についての「表示」を取り除いた上でこれを提供しなければならない¹³⁵⁾。

5.2 非委任作品のオンデマンドのコンテンツの禁止

放送州際協定11d条5項2文は、「購入された劇映画 (Spielfilm)」および「テレビ連続番組の購入されたエピソード」をオンデマンドで提供することを禁止する。立法理由書によれば、本規定の目的は、公共放送のコンテンツが、民間放送事業者のオンデマンド・コンテンツおよびレンタルビデオと競合することを回避すること、さらには配信のための高額な使用料を回避することにある¹³⁶⁾。ただし、同条項によれば、「委託制作」 (Auftragsproduktion) によるコンテンツは認められており、さらに、「自社制作」 (Eigenproduktion) や「共同制作」 (Koproduktion) によるコンテ

ンツも禁止されていない。そのため、公共放送事業者が制作会社にコンテンツの制作を委託した場合、または自ら、もしくは他の公共放送事業者と共同で劇映画またはテレビ連続番組を制作した場合には、当該コンテンツのオンデマンドでの提供は許されると解されている¹³⁷⁾。

ところで、本条項は映画のなかでも「劇映画」に限定しているが、放送州際協定は「劇映画」の概念を定義しておらず、また、「映画」(Film)、「テレビ映画」(Fernsehfilm)、「劇場映画」(Kinospiefilm)の概念を統一的に使用しているわけではない。このため学説は、本条項の趣旨に照らして、劇場映画と並んでテレビ映画も、原則として本条項にいう「劇映画」に含まれると解している¹³⁸⁾。ただし、「劇映画」という文言からは、フィクションの映画のみが禁止されており、ドキュメント番組やルポルタージュは本条項には含まれないと解されている¹³⁹⁾。

5.3 「全域的なローカルニュース報道」の禁止

放送州際協定11d条5項3文は、「全域的なローカルニュース報道 (flächendeckende lokale Berichterstattung)」をテレメディアとして提供することを禁じている。確かに、ここでいう「全域的」と「ローカル」の関係については文言上明確ではない。しかしながら、学説は、本規定はテレメディアによるあらゆるローカルニュース報道の提供を禁止しているのではなく、「全域的な」報道であり、かつ「地方」(regional)よりも狭い範囲の「ローカル」に関連する報道のみを禁止している、と解している¹⁴⁰⁾。それゆえ、この立場によれば、すべてのローカル地域を包括するニュース報道、またはすべてのローカル地域にとって重要なテーマを包括するニュース報道のみが禁止されているとされる。

5.4 「ネガティブリスト」に掲載されたテレメディア

放送州際協定11d条5項4文は「本州際協定の附則で列挙されているコンテンツの形式は、テレメディアでは許されない」と規定する。すなわち、以上に挙げたコンテンツの他、公共放送事業者による提供が禁止されるテレメディアは、「附則」においても列挙されている。この附則は、公共放送のテレメディアの「ネガティブリスト」と称されており、同リストで列挙されたテレメディアは、三段階テストによっても提供が許可されない。

(1) 「広告ポータルサイト、広告、または案内広告 (Kleinanzeige)」

附則 1 号は、広告ポータルサイト、広告、案内広告を禁止している。そのような例として、物およびサービスの提供案内、交際相手を求める広告 (Kontaktanzeige)、求人求職案内、出産広告、結婚式 of 広告、死亡広告などがある。これらのテレメディアは、通常は「商業広告およびスポンサリング」を禁止している放送州際協定 11d 条 5 項 1 文に包括されるが、附則 1 号は、対価を得ずに掲載される広告も禁止している¹⁴¹⁾。

(2) 「職業分野別検索サイトおよび職業分野別登録サイト」

附則 2 号は、企業の連絡先データ (Kontakt Daten) を体系的に集積しているコンテンツである、「職業分野別検索サイトおよび職業分野別登録サイト」 (Branchenregister und -verzeichnis) を禁止している¹⁴²⁾。

(3) 「料金比較ポータルサイトまたは計算プログラム (例えば、価格の計算、保険料の計算)」

附則 3 号は、料金比較コンテンツおよび計算プログラムを禁止する。とりわけ後者については、その例として「価格の計算、保険料の計算」が列挙されていることから、有料の製品およびサービスに関連する計算プログラムのみが禁止されていると解されている¹⁴³⁾。

(4) 「サービス、設備、製品に対する評価ポータルサイト」

附則 4 号は、「サービス、設備、製品に対する評価ポータルサイト」を禁止している。禁止されているのは「評価ポータルサイト」であり、エディトリアルに指示された個別の評価は禁止されていない¹⁴⁴⁾。

(5) 「出会い系サイト、交流サイト、求人情報サイト、物々交換サイト」

附則 5 号は、パートナーを探すための「出会い系サイト」、旅行の同伴者などを探すために「交流サイト」、求職・求人のための「求人情報サイト」、ユーザー同士が物やサービスの交換を行うための「物々交換サイト」を禁止している。このうち、「求人情報サイト」については、当該放送事業者自身の求人を行うためのコンテンツは許され、また、「物々交換サイト」については、例えば「ファイルシェアリング」 („Filesharing“) のようなデータの交換も禁止されている、と解されている¹⁴⁵⁾。

(6) 「番組と関連性のないアドバイザーポータルサイト (Ratgeberportal)」

附則6号は「番組と関連性のないアドバイザーポータルサイト」を禁止している。「アドバイザーポータルサイト」とは、極めて重大な問題について支援を提供するインターネットサイトをいう¹⁴⁶⁾。ただし、放送州際協定11条1項4文は「公共放送事業者のコンテンツは、教育、情報、コンサルティング (Beratung)、および娯楽に寄与するものでなければならない」と規定し、また同2条2項16号は「教育」には「アドバイザー」(Ratgeber)も含まれると規定しており、コンサルティングやアドバイザー自体は公共放送の任務とされている¹⁴⁷⁾。

(7) 「ビジネスネットワーク」

附則7号は「ビジネスネットワーク」を禁止している。この「ビジネスネットワーク」の概念については、附則では定義されていないが、学説は同概念を広く解している。それによれば、例えば、①企業内で生じた問題を解決するために職業行為を共同で行うためのネットワーク、②「XING」や「LinkedIn」のように、異なる企業で働く人々がインターネットを介してコミュニケーションをとるためのビジネス SNS、さらには③「studiVZ」のように、学業や職業訓練に関するテーマの情報交換を行うネットワークもこれに含まれると解されている¹⁴⁸⁾。

(8) 「通信法3条24号にいう通信サービス」

附則8号は、「通信法3条24号にいう通信サービス (Telekommunikationsdienstleistungen)」、すなわち、「通常は対価を得て提供されるサービスであり、主として、通信ネットワーク (Telekommunikationsnetz) を介して信号の送信によってなされるサービス」を禁止する。これに従えば、公共放送事業者は、IP電話の事業者、アクセスプロバイダ、または「gmx.de」のような E-Mail プロバイダ、「Skype」などのインターネットを介した通話サービス事業者となることを禁止される¹⁴⁹⁾。

(9) 「民法762条にいう賭け (Wette)」

附則9号によれば、公共放送事業者は、民法762条にいう「賭け」をテレメディアコンテンツとして提供することは許されない。

ところで民法762条1項は、「賭博 (Spiel) または賭け (Wette) により、

債務が創設されることはない。賭博または賭けに基づき給付されたものにつき、債務が存在しなかったことを理由として、返還請求をすることができない」と規定する。ここでいう「賭け」とは、意見が衝突している当事者の間で、その意見衝突が真剣なものであることを裏付けるために、自己の主張が正しいことを立証することができた一方の当事者が他方から利得を得ることにつき相互に同意した契約をいう、と解されている¹⁵⁰⁾。これに対して「賭博」とは、契約当事者が、射倖性に依拠した博戯に基づき相互に給付を約束した合意をいうとされる¹⁵¹⁾。「賭け」と「賭博」の差異は合意の目的にあり、当該行為が、娯楽や儲けを第一次的な目的としている場合には「賭博」であり、当事者の真剣な「意見の衝突」の存在を裏付けることを目的とする場合には「賭け」とされる¹⁵²⁾。この区分に従えば、競馬やスポーツの賭け、その他の賭けゲームなどは、意見の衝突の裏付けに寄与するものでないため、民法762条にいう「賭博」とみなされる¹⁵³⁾。

附則9号は、上述のように、文言上「賭け」のみを禁止しているため、「賭博」は禁止されていないと解する学説もあるが¹⁵⁴⁾、同号の意義と目的に照らして、「射倖性の強い賭博」(Glückspiel)である限りにおいて賭博も禁止されている、と解するものもいる¹⁵⁵⁾。

(10) 「ソフトウェアコンテンツ」

附則10号は「ソフトウェアコンテンツ」を禁止している。ここでいう「ソフトウェアコンテンツ」とは、ハードウェア上に保存可能なコンピュータプログラムをいい、OSやアプリケーションソフトがこれに含まれる。ただし、附則10号は、ソフトウェアコンテンツを「自己のコンテンツの実行のために必要でない限りにおいて」禁止しており、公共放送事業者のコンテンツを使用するために当該ソフトウェアが必要である場合には、ソフトウェアの提供は許される。そのような許されるソフトウェアの例としては、ウェブサイト上の動画を再生するための「Flash-Player」や、Podcastの再生等のための「Podcatcher」が挙げられる¹⁵⁶⁾。

(11) 「ルートプランナー」

附則11号は「ルートプランナー」を禁止する。ルートプランナーは、ユーザーが移動のためにスタート地点や目的地、さらに目的地までの行程を検索するために使用するコンピュータプログラムである。このようなプログ

ラムは、従来、例えば「Map24」、「Falk」、「GoogleMaps」のように民間企業によって提供されてきたため、立法者はこれを公共放送のテレメディアの任務から排除した¹⁵⁷⁾。

(2) 「エディトリアルな審査を受けていないリンクング (Verlinkung)」

附則12号は、エディトリアルな審査のないリンクングを禁止する。ここでいう「リンクング」とは、「ハイパーリンク」(Hyperlink)によって、インターネットのウェブサイトから他のデータやウェブサイトに自動的に移動できる仕組みをいう¹⁵⁸⁾。附則12号によれば、リンクングが認められるためには「エディトリアルな審査」に服さなければならない。この審査の内容につき、附則12号は、「リンクングは、自己の(または持分会社の)コンテンツの直接的な補完、深化、解説にのみ寄与しなければならない、また直接的に購買促進をするものであってはならない」と規定する。それゆえ、公共放送事業者は、自己のコンテンツと具体的な関連性のないリンクを張ることを禁止され、さらに、商品の注文が可能なサイトや、商品やサービスのための商業広告に寄与するようなサイトにリンクを張ることが禁止される¹⁵⁹⁾。

(3) 「他社の商業用の〔音楽〕作品の音楽ダウンロード」

附則13号は、音楽を制作、頒布、管理する民間企業を保護するために、公共放送事業者が他社の音楽作品のダウンロードサービスを提供することを禁止している¹⁶⁰⁾。他社の音楽作品のストリーミングサービスも、当然に禁止される。これに対して、公共放送事業者の音楽作品、例えば放送事業者に属するオーケストラの演奏の吹き込みや、放送事業者が主催するコンサートの実況録音をダウンロードサービスとして提供することは禁止されていない¹⁶¹⁾。また、他の公共放送事業者と共同して制作された作品は、本号にいう「他社の」音楽作品とはみなされないと解されている¹⁶²⁾。

(4) 「番組と関連性のないゲームコンテンツ (Spielangebote)」

附則14号は、民間のゲーム提供者を保護するために、「番組と関連性のない」オンラインゲームの提供を禁止している。放送州際協定は「ゲーム」の概念を定義していないが、第一次的にユーザーの娯楽または暇つぶしに寄与するコンテンツをいうと解されている¹⁶³⁾。この定義に従えば、とりわ

け子どもと青少年に対して、ゲームという手法によって知識を伝達することを目的とするコンテンツは、本号にいう「ゲームコンテンツ」には含まれず、提供が許されることになる。このような解釈は、放送州際協定11条1項が「教育」を公共放送事業者の中心的任務として列挙していることにも適合するという。

(15) 「番組と関連性のない写真ダウンロード (Fotodownload)」

附則15号によれば、公共放送事業者は、番組との関連性を有している場合にのみ、画像のダウンロードを提供することが許される。

(16) 「イベントカレンダー」(Veranstaltungskalender)

附則16号は、公共放送事業者のテレメディアに関する任務から、例えば劇の上映時間や上映場所について、そのカレンダー的なリストを提供することを排除する。ただし、本号は、「イベントについての、番組に関連した表示 (Hinweis) は許される」と規定しており、例えば、ある番組のなかで当該イベントについての開催時間、開催場所、チケット価格、前売りなどの情報が表示されていた場合には、この情報をテレメディアで表示することは禁止されていない¹⁶⁴⁾。また、公共放送事業者が主催するイベントを表示することも許される。

(17) 「番組と関連性のない、かつエディトリアルな同伴者のいない掲示板 (Foren) およびチャット」

附則17号は、第一に、番組との関連性およびエディトリアルな同伴者 (Begleitung) を欠く掲示板およびチャットを禁止する。「エディトリアルな同伴者」の要件は、掲示板またはチャットが、少なくとも一定程度、編集部の職員によって構成されているということの意味し、この要件により、放送州際協定11d条1項で要請されるコンテンツの「エディトリアルな制作」が保障される¹⁶⁵⁾。また、この要件により、掲示板またはチャットにおいて、誹謗中傷などの明らかに許されない表現を除去することが要請される¹⁶⁶⁾。

附則17号は、第二に、「放送プログラムの商標または放送局の商標が付された掲示板およびチャットは許される」とする。ただし、ここでいう掲示板およびチャットが、常に許されるのか、つまり番組との関連性および

エディトリアルな同伴者を欠いていた場合にも許されるのか否かについては、学説において争いがある¹⁶⁷⁾。

最後に、附則17号は「掲示板およびチャットは、第1号から16号までにいう許されないコンテンツと、内容上一体化されてはならない」と規定しており、例えば、掲示板またはチャットに、出会い系サイトや評価ポータルサイトの機能を組み入れることは禁止されている¹⁶⁸⁾。

注

- 1) 正式名称は、「放送州際協定の改正に関する第12次州際協定」(Zwölfter Staatsvertrag zur Änderung rundfunkrechtlicher Staatsverträge)という。本稿は、この改正法を「第12次改正放送州際協定」、また、同改正法1条を受けて成立した放送州際協定を「第12次放送州際協定」と呼ぶことにする。
- 2) 同規制についての我が国の研究として、さしあたり、杉内有介・放送研究と調査58巻8号106頁以下、同・放送研究と調査59巻2号92頁以下、西土彰一郎・情報通信政策研究1巻1号35頁以下、等を参照。
- 3) Vgl. Todsen, Telemedien, S. 32.
- 4) Vgl. Schulz, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, RStV § 2 Rdnr. 60 ff.; Martini, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 2 RStV Rdnr. 10; Lent, ZUM 2013, 914 (914).
- 5) Vgl. Todsen, Telemedien, S. 33.
- 6) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 343.
- 7) ARDの正式名称は、「Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland」という。
- 8) ZDFの正式名称は、「Zweites Deutsches Fernsehen」という。
- 9) Vgl. Gersdorf, Grundzüge des Rundfunkrechts, Rdnr. 299.
- 10) Vgl. Binder, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11b RStV Rdnr. 64.
- 11) ARDの「追加コンテンツ」につき、詳しくは、ARDのHP (http://www.ard.de/home/die-ard/programm/fernsehen/Gemeinsame_Fernsehprogramme/339234/index.html)を参照。
- 12) ARDの「第3テレビプログラム」につき、詳しくは、ARDのHP (http://www.ard.de/home/die-ard/programm/fernsehen/Die_Dritten/339086/index.html)を参照。
- 13) それぞれのテレビプログラムにつき、詳しくは、Vgl. Binder, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11b RStV Rdnr. 96 ff.
- 14) 「3sat」の名称の由来は、当初、当該プログラムがZDF、ORF、SRGの三

- 者で設立されたことによる。1993年12月1日以降、ARDは「3sat」の運営に参加している。Vgl. Binder, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11b RStV Rdnr. 98.
- 15) 「funk」につき、詳しくは、Vgl. Medienkorrespondenz 21/2016, S. 13 ff.
 - 16) Vgl. Ricker/Schiwy, Rundfunkverfassungsrecht, S. 38; Binder, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11b RStV Rdnr. 93. さらに、ZDFの設立の経緯につき、鈴木秀美・メディア・コミュニケーション65号107頁、等を参照。
 - 17) Vgl. ZDF German Television: Facts and Figures 2018, S. 3.
 - 18) Vgl. ZDF German Television: Facts and Figures 2018, S. 10.
 - 19) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 4.
 - 20) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 4.
 - 21) Vgl. epd-medien 51/1998, S. 10.
 - 22) Vgl. Hesse, ZUM 2000, 183 (183 f.); Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 5; Jahn, Drei-Stufen-Test, S. 5.
 - 23) この点につき、詳しくは、ARD-JAHREBUCH 2002, S. 235 ff. を参照。
 - 24) この点につき、詳しくは、epd-medien 22/2001, S. 15 f. を参照。
 - 25) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 6.
 - 26) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 7.
 - 27) 2018年3月から、「社団法人民間メディア協会」(VAUNET - Verband Privater Medien e. V.) と名称が変更されている。詳しくは、同協会のHP (<https://www.vau.net/>) を参照。
 - 28) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 13 ff. このVPRTの異議申立ておよび欧州委員会による国家援助審査につき、さらに、鈴木秀美・阪大法学56巻2号237頁以下、杉内有介・放送研究と調査57巻10号40頁以下、伊藤文・放送研究と調査58巻12号41頁、等を参照。
 - 29) Vgl. Peters, Online-Angebote, 2010, Rdnr. 11. さらに、鈴木秀美・阪大法学56巻2号254頁以下を参照。
 - 30) Vgl. Dörr, Drei-Stufen-Test, in: Knothe/Potthast, Das Wunder von Mainz, S. 206.
 - 31) Vgl. Entscheidung der Kommission vom 24. 04. 2007, K(2007) 1761 endg, Rdnr. 308 ff., 398.
 - 32) Vgl. Entscheidung der Kommission vom 24. 04. 2007, K(2007) 1761 endg, Rdnr. 327 ff. また、この点につき、Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 19 ff.
 - 33) この点につき、Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 43; Dörr, Drei-Stufen-Test, in: Knothe/Potthast, Das Wunder von Mainz, S. 206; Gerhardt, Auftrag und Kontrolle, S. 59 f.; Klickermann, MMR 2009, 740 (741).
 - 34) Vgl. BVerfGE 119, 181 (218). この点につき、Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 44, 50 f. また、同判決(第2次放送受信料判決)の判例評釈として、杉

- 原周治「放送受信料確定手続と放送の自由」『ドイツの憲法判例IV』15頁以下、を参照。
- 35) Vgl. Peters, K&R 2009, 26 (28 f.); ders., Online-Angebote, Rdnr. 43.
 - 36) Vgl. BVerfGE 119, 181 (214).
 - 37) Vgl. BVerfGE 59, 231 (260); 87, 181 (201); 90, 60 (87); 119, 181 (218 f.).
 - 38) Vgl. Dörr, Drei-Stufen-Test, in: Knothe/Potthast, Das Wunder von Mainz, S. 206; Klickermann, MMR 2009, 740 (741).
 - 39) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 43.
 - 40) Vgl. Dörr/Wagner/Natt, ZUM 2017, 821 (825).
 - 41) Vgl. Gersdorf, Grundzüge des Rundfunkrechts, Rdnr. 329.
 - 42) 「放送評議会」(Rundfunkrat)は、ZDFでは「テレビ評議会」(Fernsehrat)、DLRでは「ラジオ評議会」(Hörfunkrat)と称されているが、本稿ではこれらをまとめて「放送評議会」と呼ぶことにする。また、「Rundfunkrat」は、「放送委員会」(石村善治『言論法研究IV』177頁)、「テレビ委員会」(鈴木秀美・メディア・コミュニケーション65号108頁)とも訳される。
 - 43) 「Intendant」は各公共放送事業者の会長を指し、ARD全体の総裁は「Vorsitzende」と呼ばれる。
 - 44) 「Verwaltungsrat」は、「管理委員会」(石村善治『言論法研究IV』124頁)、「経営委員会」(鈴木秀美・メディア・コミュニケーション65号108頁)とも訳される。
 - 45) Vgl. Gersdorf, Grundzüge des Rundfunkrechts, Rdnr. 348.
 - 46) Vgl. Gersdorf, Grundzüge des Rundfunkrechts, Rdnr. 330.
 - 47) Vgl. Hahn, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, Anhang zu §§ 11e, 11f RStV Rdnr. 5.
 - 48) Vgl. BVerfGE 83, 238 (333). 第6次放送判決(BVerfGE 83, 238)につき、詳しくは、鈴木秀美『放送の自由(増補第2版)』222頁以下、を参照。
 - 49) Vgl. BVerfGE 31, 314 (327 f.). 第2次放送判決(BVerfGE 31, 314)につき、さしあたり、塩野宏『放送法制の課題』93頁以下、を参照。
 - 50) Vgl. Ricker/Schiwy, Rundfunkverfassungsrecht, S. 176.
 - 51) Vgl. Hahn, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, Anhang zu §§ 11e, 11f RStV Rdnr. 16.
 - 52) Vgl. Herrmann/Lausen, Rundfunkrecht, § 11 Rdnr. 30; Gersdorf, Grundzüge des Rundfunkrechts, Rdnr. 334; Hahn, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, Anhang zu §§ 11e, 11f RStV Rdnr. 16.
 - 53) Vgl. Herrmann/Lausen, Rundfunkrecht, § 11 Rdnr. 30.
 - 54) Vgl. BVerfGE 31, 314 (333). さらに、Vgl. Hahn, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, Anhang zu §§ 11e, 11f RStV Rdnr. 14.

- 55) Vgl. Herrmann/Lausen, Rundfunkrecht, § 11 Rdnr. 43.
- 56) Vgl. Herrmann/Lausen, Rundfunkrecht, § 11 Rdnr. 34 ff.
- 57) Vgl. Herrmann/Lausen, Rundfunkrecht, § 11 Rdnr. 61, 65.
- 58) Vgl. Herrmann/Lausen, Rundfunkrecht, § 11 Rdnr. 55 ff.
- 59) この点につき、Vgl. Herrmann/Lausen, Rundfunkrecht, § 10 Rdnr. 4, 24, 30.
- 60) Vgl. Herrmann/Lausen, Rundfunkrecht, § 10 Rdnr. 23 f., 30.
- 61) Vgl. Witte, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 3 RStV Rdnr. 3.
- 62) Vgl. Witte, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 3 RStV Rdnr. 5; Cole, in: Hartstein/Ring u.a., Rundfunkstaatsvertrag, § 3 RStV Rdnr. 3.
- 63) Vgl. Herrmann/Lausen, Rundfunkrecht, § 10 Rdnr. 30 f.
- 64) Vgl. Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11 RStV Rdnr. 1.
- 65) Vgl. Eifert, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, RStV § 11 RStV Rdnr. 10a, § 11a RStV Rdnr. 1 f.
- 66) Vgl. BVerfGE 57, 295 (320). 同判決(第3次放送判決)の判例評釈として、鈴木秀美「放送の自由と民間放送の参入」『ドイツの憲法判例(第2版)』172頁以下、を参照。
- 67) Vgl. BVerfGE 73, 118 (152). 同判決(第4次放送判決)につき、詳しくは、鈴木秀美『放送の自由(増補第2版)』65頁以下、等を参照。
- 68) Vgl. Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11 RStV Rdnr. 14; Eifert, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11 RStV Rdnr. 42.
- 69) Vgl. Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11 RStV Rdnr. 16.
- 70) Vgl. Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11 RStV Rdnr. 24.
- 71) Vgl. Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11 RStV Rdnr. 42.
- 72) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 69 ff.; Todsén, Telemedien, S. 122.
- 73) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 79 ff.
- 74) Vgl. Dörr, in: Hartstein/Ring u.a., Rundfunkstaatsvertrag, § 11d RStV Rdnr. 17.
- 75) 第12次放送州際協定の条文につき、Fechner/Mayer, Medienrecht: Vorschriftensammlung, 5. Aufl., S. 361 ff. を参照。
- 76) 放送州際協定11d条1項は、テレメディアの提供の指示および制作が「journalistisch-redaktionell」でなければならないと規定しているが、ここで用いられている「journalistisch」と「redaktionell」の間の連字符での結合は「および」(und)を意味すると解されている。Vgl. Lent, ZUM 2013, 914 (915).
- 77) Vgl. Sokoll, NJW 2009, 885 (886).

- 78) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 42.
- 79) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 84; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 43.
- 80) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 43; Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11d RStV Rdnr. 6.
- 81) Vgl. Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11d RStV Rdnr. 6.
- 82) Vgl. Amtliche Begründung zum 12. RÄndStV (zu § 11d), S. 16.
- 83) Vgl. Elixmann, Rundfunkanstalten im Internet, S. 41.
- 84) Vgl. Jahn, Drei-Stufen Test, S. 9.
- 85) Vgl. Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11d RStV Rdnr. 6.
- 86) Vgl. Amtliche Begründung zum 12. RÄndStV (zu § 11d), S. 16.
- 87) Vgl. Kops/Sokoll/Bensinger, Rahmenbedingungen, S. 130; Peters, Online-Angebote, Rdnr. 231; Todsen, Telemedien, S. 57.
- 88) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 231; Dörr, in: Hartstein/Ring u.a., Rundfunkstaatsvertrag, § 11d RStV Rdnr. 8.
- 89) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 231.
- 90) ドイツ通信社 (Deutsche Presse-Agentur GmbH) につき、同社の HP (<https://www.dpa.com/de/>) を参照。
- 91) Vgl. Amtliche Begründung zum 12. RÄndStV (zu § 11d), S. 16.
- 92) Vgl. Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11d RStV Rdnr. 8; Elixmann, Rundfunkanstalten im Internet, S. 41.
- 93) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 48.
- 94) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 48.
- 95) Vgl. Elixmann, Rundfunkanstalten im Internet, S. 42.
- 96) Vgl. Amtliche Begründung zum 12. RÄndStV (zu § 11d), S. 16.
- 97) Vgl. Kops/Sokoll/Bensinger, Rahmenbedingungen, S. 125.
- 98) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 61.
- 99) Vgl. Kops/Sokoll/Bensinger, Rahmenbedingungen, S. 125.
- 100) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 62.
- 101) Vgl. Amtliche Begründung zum 12. RÄndStV (zu § 11d), S. 16 f.
- 102) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 62.
- 103) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 60, 68; Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11d RStV Rdnr. 18.
- 104) Vgl. Kops/Sokoll/Bensinger, Rahmenbedingungen, S. 125.
- 105) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 103; Hahn, ZRP 2008,

- 217 (218); Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 60, 68; Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11d RStV Rdnr. 18; Peters, Online-Angebote, Rdnr. 254.
- 106) Vgl. Hahn, ZRP 2008, 217 (218 f.).
- 107) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 63.
- 108) Vgl. Martini, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 2 RStV Rdnr. 64.
- 109) Vgl. Elixmann, Rundfunkanstalten im Internet, S. 80.
- 110) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 64.
- 111) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 21, 92.
- 112) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 289.
- 113) Vgl. Amtliche Begründung zum 12. RÄndStV (zu § 11d), S. 17.
- 114) Vgl. Gersdorf, in: Gersdorf/Paal, Informations- und Medienrecht, § 11d RStV Rdnr. 15; Peters, Online-Angebote, Rdnr. 289.
- 115) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 292.
- 116) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 297; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 55, 63.
- 117) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 92.
- 118) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 21.
- 119) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 297.
- 120) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 92; Peters, Online-Angebote, Rdnr. 297.
- 121) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 302.
- 122) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 302 f.
- 123) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 105; Peters, Online-Angebote, Rdnr. 304.
- 124) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 307.
- 125) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 106; Dörr, in: Hartstein/Ring u.a., Rundfunkstaatsvertrag, § 11d RStV Rdnr. 15; Peters, Online-Angebote, Rdnr. 304.
- 126) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 304.
- 127) この点につき、詳しくは、Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 305 ff.
- 128) Vgl. Dörr, in: Hartstein/Ring u.a., Rundfunkstaatsvertrag, § 11d RStV Rdnr. 32.
- 129) Vgl. Badura, AöR 134 (2009), 240 (260).
- 130) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 110; Hahn, ZRP 2008, 217 (220); Kops/Sokoll/Bensinger, Rahmenbedingungen, S. 126 f.; Dörr, in: Hartstein/Ring u.a., Rundfunkstaatsvertrag, § 11d RStV Rdnr. 32; Peters, Online-

- Angebote, Rdnr. 312.
- 131) Vgl. Dörr, in: Hartstein/Ring u.a., Rundfunkstaatsvertrag, § 11d RStV Rdnr. 32; Peters, Online-Angebote, Rdnr. 354.
- 132) Vgl. Dörr, in: Hartstein/Ring u.a., Rundfunkstaatsvertrag, § 11d RStV Rdnr. 33.
- 133) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 94.
- 134) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 96 f.
- 135) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 120.
- 136) Vgl. Amtliche Begründung zum 12. RÄndStV (zu § 11d), S. 19.
- 137) Vgl. Kops/Sokoll/Bensinger, Rahmenbedingungen, S. 132; Peters, Online-Angebote, Rdnr. 123 f.; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 103.
- 138) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 105.
- 139) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 106.
- 140) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 89; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 115; Peters, Online-Angebote, Rdnr. 133.
- 141) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 123.
- 142) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 124.
- 143) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 125.
- 144) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 126.
- 145) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 127.
- 146) Vgl. Peter, Online-Angebote, Rdnr. 166.
- 147) Vgl. Hain, Einschränkungen der Telemedienangebote, S. 90; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 128.
- 148) Vgl. Eberle, AfP 2008, 329 (334); Peters, Online-Angebote, Rdnr. 169; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 129.
- 149) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 170; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 130.
- 150) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 171.
- 151) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 172.
- 152) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 172; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 131.
- 153) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 131.
- 154) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 172.
- 155) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d Rdnr. 131.
- 156) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 173 f.; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 132.
- 157) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 175.

- 158) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 177. なお、「ハイパーリンク」(略して「リンク」と言われる)は、ドイツ語では、「Verknüpfung」、「Verbindung」、「Verweis」とも言われる。
- 159) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 134.
- 160) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 199 ff.
- 161) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 135.
- 162) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 203.
- 163) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 205; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 136.
- 164) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 212; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 138.
- 165) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 139; Peters, Online-Angebote, Rdnr. 219.
- 166) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 219.
- 167) Vgl. Peters, Online-Angebote, Rdnr. 220; Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 139.
- 168) Vgl. Held, in: Binder/Vesting, Rundfunkrecht, § 11d RStV Rdnr. 139.